

第4 健全化判断比率等の概況

1 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の市町村はありません（令和5年度決算も同じ）。
- ・ なお、実質赤字額がある市町村はありません（令和5年度決算も同じ）。

* 実質赤字比率…市町村の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

(2) 連結実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の市町村はありません（令和5年度決算も同じ）。
- ・ なお、連結実質赤字額がある市町村はありません（令和5年度決算も同じ）。

* 連結実質赤字比率…水道や病院などの公営企業を含む市町村のすべての会計の収支を合算し、市町村全体としての赤字の程度を指標化し、市町村全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

(3) 実質公債費比率

- ・ 早期健全化基準以上の市町村はありません（令和5年度決算も同じ）。
- ・ 県内市町村の平均値は7.9%です（令和5年度決算の平均値：7.8%）。

* 実質公債費比率…市町村の借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、市町村の資金繰りの程度を示すもの。

(4) 将来負担比率

- ・ 早期健全化基準以上の市町村はありません（令和5年度決算も同じ）。
- ・ 一般会計等が将来負担すべき負債に対し、負債の償還に充てることができる基金等の財源が多いため、町村及び市町村における将来負担比率の平均値は算出されていません（令和5年度決算も同じ）。

* 将来負担比率…市町村の借入金（地方債）や土地開発公社・第三セクター等を含めた市町村全体として将来支払う可能性のある負担額等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

2 資金不足比率の状況

- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計はありません（算定対象となる会計は91会計）。
- ・ 資金不足額がある公営企業会計は1会計（高原町の病院事業会計）です（令和5年度決算：該当なし）。

* 資金不足比率…公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

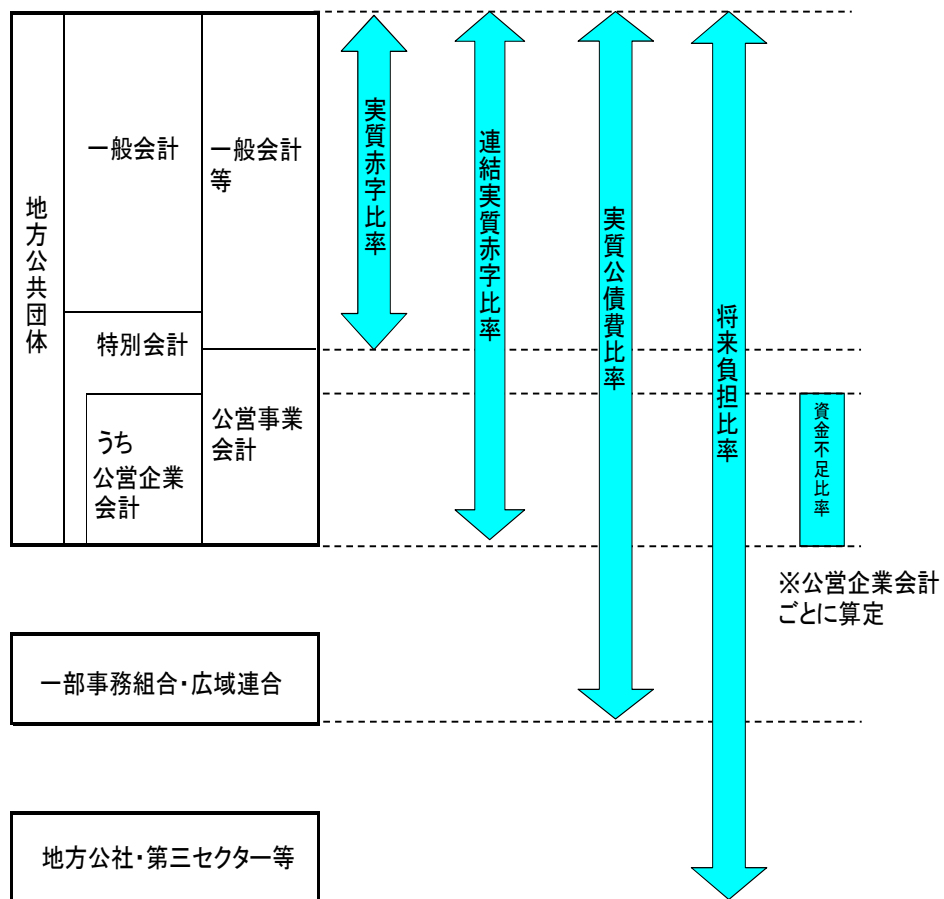
※1 本資料は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第4項（第22条第3項において準用する場合を含む）に基づき、県内市町村等の健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表するものです。

※2 団体別健全化判断比率、資金不足比率及び健全化判断比率等の算定方法については別添資料を御覧ください。

(参考) 早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準

	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	市町村：財政規模に応じ 11.25%～15%	市町村：20%
連結実質赤字比率	市町村：財政規模に応じ 16.25%～20%	市町村：30%
実質公債費比率	市町村：25%	市町村：35%
将 来 負 担 比 率	市町村：350%	
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準) 20%	

(参考) 健全化判断比率等の対象となる会計の範囲



資 料

1 市町村別健全化判断比率

(単位：％)

市町村名		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	宮崎市	－ (11.25)	－ (16.25)	7.9	23.3
	都城市	－ (11.39)	－ (16.39)	6.1	－
	延岡市	－ (11.69)	－ (16.69)	8.6	15.9
	日南市	－ (12.72)	－ (17.72)	9.4	51.9
	小林市	－ (12.81)	－ (17.81)	12.5	56.7
	日向市	－ (12.66)	－ (17.66)	10.5	30.9
	串間市	－ (14.04)	－ (19.04)	7.4	43.2
	西都市	－ (13.44)	－ (18.44)	3.0	－
	えびの市	－ (14.13)	－ (19.13)	4.4	－
	三股町	－ (14.15)	－ (19.15)	6.2	－
	高原町	－ (15.00)	－ (20.00)	7.1	－
	国富町	－ (14.66)	－ (19.66)	11.4	40.0
	綾町	－ (15.00)	－ (20.00)	8.5	28.3
	高鍋町	－ (14.80)	－ (19.80)	10.0	－
	新富町	－ (15.00)	－ (20.00)	8.1	－
	西米良村	－ (15.00)	－ (20.00)	7.2	－
	木城町	－ (15.00)	－ (20.00)	3.4	－
	川南町	－ (14.99)	－ (19.99)	8.5	－
	都農町	－ (15.00)	－ (20.00)	7.1	－
	門川町	－ (15.00)	－ (20.00)	6.9	－
	諸塚村	－ (15.00)	－ (20.00)	5.3	－
	椎葉村	－ (15.00)	－ (20.00)	10.0	－
	美郷町	－ (14.96)	－ (19.96)	7.3	－
	高千穂町	－ (14.92)	－ (19.92)	6.6	－
	日之影町	－ (15.00)	－ (20.00)	8.8	－
	五ヶ瀬町	－ (15.00)	－ (20.00)	8.4	－
加重平均	市	－	－	7.9	6.0
	町村	－	－	7.9	－
	市町村	－	－	7.9	－
単純平均	市	－	－	7.8	24.7
	町村	－	－	7.7	4.0
	市町村	－	－	7.7	11.2

- (注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「－」と表記している。
2. () 内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。
3. 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、将来負担比率の早期健全化基準は350%である。

資 料

2 団体別公営企業会計別資金不足比率

(単位：千円、%)

市町村名	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率	標準財政規模比
高原町	高原町病院事業会計	10,281	1.6	0.3

- (注) 1. 資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。
2. 経営健全化基準は20.0%である。

(参考) 資金不足比率の算定対象となる公営企業会計の数

事業の種類	会計数
水道事業	20
工業用水道事業	2
病院事業	12
下水道事業	33
簡易水道事業	14
市場事業	2
と畜場事業	1
宅地造成事業	3
電気事業	4
合計	91

資 料

3 実質公債費比率の推移

(単位：％)

市町村名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮崎市		8.7	8.8	7.9	7.6	6.8	6.8	6.6	6.8	7.5	7.9
都城市		5.5	5.1	5.1	5.2	5.2	4.9	4.8	4.9	5.7	6.1
延岡市		9.9	10.2	10.2	9.8	8.9	8.1	7.7	7.8	8.1	8.6
日南市		11.2	10.7	10.3	9.8	9.5	9.2	9.3	9.6	9.7	9.4
小林市		10.3	10.4	10.5	10.7	11.3	10.9	11.5	11.8	12.8	12.5
日向市		12.0	11.6	11.4	11.1	10.8	10.6	10.7	11.0	10.9	10.5
串間市		5.4	4.9	4.6	5.3	5.8	6.1	6.5	7.0	7.4	7.4
西都市		7.3	6.0	5.2	5.4	4.8	4.0	2.9	2.6	2.8	3.0
えびの市		3.1	2.7	2.6	2.5	2.5	2.7	3.1	3.8	4.2	4.4
三股町		9.1	6.0	3.2	4.1	4.4	4.9	5.3	6.0	6.3	6.2
高原町		8.7	8.2	8.1	8.1	8.1	7.7	7.4	7.1	7.2	7.1
国富町		10.2	10.3	10.1	10.2	10.3	9.7	9.6	10.4	11.3	11.4
綾町		9.2	8.8	8.4	8.4	8.4	7.7	7.4	7.6	8.3	8.5
高鍋町		9.4	9.4	9.6	10.2	12.0	13.4	14.0	12.2	10.9	10.0
新富町		7.9	8.5	9.1	9.4	8.9	8.4	7.7	7.6	7.8	8.1
西米良村		3.7	3.4	3.9	5.3	6.8	7.5	7.4	7.2	7.1	7.2
木城町		7.3	6.4	5.3	4.6	4.3	3.9	3.6	3.3	3.1	3.4
川南町		6.7	5.9	5.3	7.1	7.4	7.8	7.8	8.2	8.5	8.5
都農町		10.2	9.8	9.5	9.8	9.9	9.3	8.3	7.7	7.4	7.1
門川町		1.2	1.3	2.2	3.3	4.5	4.9	5.4	6.2	6.9	6.9
諸塚村		8.1	7.7	6.9	6.1	5.5	5.4	5.6	5.3	5.3	5.3
椎葉村		11.1	11.6	12.0	12.2	12.0	11.4	10.7	10.2	10.1	10.0
美郷町		7.5	7.3	7.5	7.6	7.6	7.2	7.0	7.4	7.5	7.3
高千穂町		6.6	6.4	6.0	5.7	5.4	5.5	5.7	6.2	6.6	6.6
日之影町		8.2	7.2	6.3	5.6	5.6	5.8	6.3	7.5	8.5	8.8
五ヶ瀬町		3.6	3.7	4.1	4.8	4.9	5.4	6.0	7.3	8.7	8.4
加重平均	市	8.5	8.4	7.9	7.8	7.4	7.1	7.0	7.2	7.7	7.9
	町村	7.8	7.3	7.0	7.4	7.6	7.6	7.6	7.7	8.0	7.9
	市町村	8.3	8.1	7.7	7.7	7.4	7.2	7.1	7.3	7.8	7.9
単純平均	市	8.2	7.8	7.5	7.5	7.3	7.0	7.0	7.3	7.7	7.8
	町村	7.6	7.2	6.9	7.2	7.4	7.4	7.4	7.5	7.7	7.7
	市町村	7.8	7.4	7.1	7.3	7.4	7.3	7.2	7.4	7.7	7.7

(注) 実質公債費比率の早期健全化基準は25%である。

資 料

4 将来負担比率の推移

(単位：％)

市町村名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮崎市		59.0	55.9	51.7	47.9	40.3	46.7	41.6	30.1	20.9	23.3
都城市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延岡市		36.8	18.2	9.3	-	-	-	4.0	2.7	2.1	15.9
日南市		92.1	89.5	87.7	82.3	76.9	70.2	53.2	61.7	57.7	51.9
小林市		96.0	93.5	108.6	111.9	105.7	106.6	77.3	67.0	70.6	56.7
日向市		79.1	79.2	82.2	82.6	71.8	59.4	40.8	30.4	34.8	30.9
串間市		24.3	35.2	42.6	33.8	46.5	62.8	51.3	44.1	38.6	43.2
西都市		2.7	-	-	5.4	-	-	-	-	-	-
えびの市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三股町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高原町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国富町		72.1	87.6	83.8	80.4	94.3	90.7	78.1	73.5	57.5	40.0
綾町		59.1	48.1	42.6	50.2	52.3	57.3	35.4	34.7	27.5	28.3
高鍋町		18.3	11.5	25.4	12.2	6.9	1.1	-	-	-	-
新富町		52.9	42.4	30.5	26.8	18.1	6.9	-	-	-	-
西米良村		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木城町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川南町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都農町		47.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
門川町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
諸塚村		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
椎葉村		19.7	0.9	-	-	-	-	-	-	-	-
美郷町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高千穂町		-	-	-	4.7	-	-	-	-	-	-
日之影町		-	-	-	-	-	9.2	-	-	-	-
五ヶ瀬町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加重平均	市	40.4	33.7	31.2	30.3	22.4	23.8	15.0	5.3	-	6.0
	町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市町村	27.0	19.6	16.1	15.7	9.6	11.2	0.9	-	-	-
単純平均	市	43.3	41.3	42.5	40.4	37.9	38.4	29.8	26.2	25.0	24.7
	町村	15.8	11.2	10.7	10.3	10.1	9.7	6.7	6.4	5.0	4.0
	市町村	25.4	21.6	21.7	20.7	19.7	19.7	14.7	13.2	11.9	11.2

(注) 将来負担比率の早期健全化基準は350%である。

【参考】

健全化判断比率・資金不足比率について

○ 実質赤字比率

その地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な収入と考えられる経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字比率

その地方公共団体の全ての会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質公債費比率

その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率です。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率においても同じ）。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－} \\ \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{（3か年平均）} \quad \text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}$$

※ 準元利償還金は、次の項目の合算額です。

- ・ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ・ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められる額
- ・ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる額
- ・ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずる額
- ・ 一時借入金の利子

【参考】

○ 将来負担比率

地方公社や地方公共団体が損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
--

※ 将来負担額は次の項目の合算額です。

- ・ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ・ 地方公営企業等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・ 当該地方公共団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 地方公共団体が設立した一定の法人（第三セクター等）の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付を行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ 連結実質赤字額
- ・ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 資金不足比率

その地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

※ 資金不足額及び事業規模は、次の額です。

（法適用企業）

- ・ 資金不足額 = （流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・ 事業規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業）

- ・ 資金不足額 = （歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額）－解消可能資金不足額
- ・ 事業規模 = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額